

凍結抑制剤（塩化ナトリウム）購入仕様書

（目的）

第1条 本仕様書は、県南広域振興局管内土木部及び各土木センターが使用する凍結抑制剤の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

（納入計画書）

第2条 凍結抑制剤納入者（以下「納入者」という。）は、契約後速やかに県南広域振興局土木部等の除雪担当職員（以下「担当職員」という。）に運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他の必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出し、承諾を得なければならない。

（納入期限）

第3条 納入者は、担当職員から注文を受けた量について、担当職員が指示した期日までに、指定の場所に納入しなければならない。

（納入立会）

第4条 納入に当たっては、担当職員又は除排雪業務受注者の立会いの下、納入量及び品質の確認を受けなければならない。

（納入場所）

第5条 納入場所は、別表－1のとおりとし、原則として指定場所への荷下ろしを行うものとする。
ただし、担当職員が別表－1以外の場所を指示した場合は、その指示に従うものとし、納入方法についてはその都度協議する。

（凍結抑制剤の規格）

第6条 凍結抑制剤は、別表－2の規格に適合したものでなければならない。

- 2 凍結抑制剤の材料は、あらかじめ品名、製造元又は生産地、品質規格を添付した材料承諾書（様式1）と材料見本を提出し、事前に担当職員の承諾を得なければならない。なお、凍結抑制剤の品質を判定できる資料については、公的試験機関による品質試験成績書とし、納入する年度に品質試験を行ったものを提出しなければならない。
- 3 納入者は、その品質に疑義が生じ、担当職員から物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。なお、これに要する費用は契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- 4 凍結抑制剤の材料が固結し、担当職員が散布作業に支障があると認めた場合は、納入者へ返品できるものとする。

（包装袋の材料）

第7条 包装袋の材質は次によるものとし、事前に担当職員の承諾を得るものとする。

25 k g 詰包装袋は、運搬及び散布機械への投入に支障がなく、湿気を通さない材質のもの。

別表－１

No.	地区	納入場所	所在地	購入見込数量
1	花巻	大型車庫	花巻市西宮野目 13-111-14	約 19,000 袋
2		令和 7 年度除雪業務委託業者 4 社	花巻市内（旧花巻市内）	
3		令和 7 年度除雪業務委託業者 1 社	花巻市石鳥谷町内	
4		令和 7 年度除雪業務委託業者 1 社	花巻市大迫町内	
5	北上	江釣子大型車両格納庫	北上市北鬼柳 21-123	約 18,000 袋
6		北上市夏油車庫	北上市和賀町岩崎 2-56-31	
7		湯田車庫	和賀郡西和賀町湯田 21-54-19	
8		沢内太田車庫	和賀郡西和賀町沢内字太田 2-161	
9		令和 7 年度除雪業務委託業者 3 社	北上市内	
10	遠野	大型車庫	遠野市下組町 11-7	約 29,000 袋
11		令和 7 年度除雪業務委託業者 6 社	遠野市内	
12		令和 7 年度除雪業務委託業者 2 社	遠野市宮守町内	
13	奥州	聖天車庫	奥州市水沢聖天 23-2	約 21,000 袋
14		江刺車庫	奥州市江刺岩谷堂字前田 139-1	
15	一関	大型車庫	一関市山目字三反田 152-1	約 12,000 袋
16	千厩	久保田車庫	一関市千厩町千厩字久保田 18-1	約 15,000 袋
17		令和 7 年度除雪業務委託業者 1 社	一関市川崎町内	
18		令和 7 年度除雪業務委託業者 2 社	一関市大東町内	
19		令和 7 年度除雪業務委託業者 1 社	一関市室根町内	
			合計	約 114,000 袋

(購入見込数量 単位：25kg/袋)

別表－２

塩 種	塩化ナトリウム
純 度	塩化ナトリウムの純度は 95%以上とする。
粒 径	1 平均粒径 0.5 mm～7.0 mm 2 最大粒径 16 mm 3 粒径の上限 8.0 mm以上が 10%以下 4 粒径の下限 0.15 mm以下が 10%以下 (但し、溶液散布用に対しては上記の規定は適用しない)
含 水 率	含水率は 1 %以下とする。
品 質	凍結抑制剤溶液の含有成分が水質汚濁防止法の排水基準（別表－３）に適合すること。
固結状況	土砂及び木片その他の不純物を含まず、凍結抑制剤散布作業に支障がないもの。

別表－３

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg／リットル
シアン化合物	シアン 1mg／リットル
有機燐化合物	1mg／リットル
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg／リットル
六価クロム化合物	六価クロム 0.2mg／リットル
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg／リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg／リットル
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B（ポリ塩化ビフェニル）	0.003mg／リットル
チウラム	0.06mg／リットル
シマジン	0.03mg／リットル
チオベンカルブ	0.2mg／リットル
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg／リットル
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg／リットル
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg／リットル
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 100mg／リットル

備考：「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定し、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。